

令和2年5月29日

金沢大学東京事務所の臨時休業期間 延長のお知らせ

令和2年5月25日の政府対策本部において、5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に対する緊急事態宣言が解除されました。

また、令和2年5月29日付けで、東京都は、6月1日午前0時から、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップ2に移行すると発表したところです。しかしながら、本学は、6月1日からの「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた金沢大学の活動指針」において、「不要不急の出張・旅行を自粛」としておりますので、東京事務所の5月31日までの休業期間を以下のとおり延長させていただきます。どうぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、東京事務所 Web サイトにて、開所時間外の利用について、ご案内しておりますが、今回の休業期間中は、いかなる場合も利用申込をお断りさせていただきます。

なお、今後の同事務所の取り扱いについては、当該感染症の状況に鑑み、臨時休業期間を変更する可能性があります。東京事務所 Web サイト等をご確認いただきますよう、お願いいたします。

記

【臨時休業】

令和2年3月30日（月）～令和2年6月18日（木）

【問い合わせ先】

金沢大学 総務部総務課総務係

TEL：076-264-5013

MAIL：glsomu@adm.kanazawa-u.ac.jp

東京事務所 Web サイト



<http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/tokyo/>